

和泉監第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 7 日に監査委員に提出された和泉市職員措置請求（介護保険調整交付金の申請誤りに伴う損害賠償請求）について、同条第 4 項の規定により基づきその結果を下記のとおり公表します。

平成 23 年 5 月 6 日

和泉市監査委員 露 口 六 彦
同 友 田 博 文

和泉市職員措置請求に係る監査の結果

第 1 和泉市職員措置請求の受付

1 請求人

1 名（省略）

2 和泉市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の提出

措置請求の提出日は平成 23 年 3 月 7 日である。なお、「4 補正書の提出」のとおり、3 月 15 日に補正書の提出があった。

3 請求の要旨

本件請求の内容は次のとおりである。

(1) 請求の対象行為

平成 21 年度介護保険の調整交付金の申請に当たり、被保険者の所得区分を誤り、実際の所得より多い区分で申請した事により、調整交付金が少なくなり市に損害を与えた。

不足する調整交付金の 7 割は来年度特別調整交付金として補填される見込であるが、残り 3 割は市の損失となる。

損失にあたる 3 割について更に国に救済を要望しているが、実現するか否か未定で、現時点では損害と評価すべきである。

(2) 前記行為の違法・不当の理由

この事態は、単純な事務処理の誤りであり、大阪府から 2 度に亘りチェックするよう通知があったにも拘わらずこれを行わず、チェックすれば容易に防止できたものである。又誤りがあることについて府を通じて国から交付金が少なくなっている通知を受けて発覚したものである。この通知がなければ本件誤り

に気がつかなかった可能性すらある。

これらの誤った事務処理、大阪府の指摘にも拘わらずチェックを行わなかった職務懈怠は地方公務員法第 30 条(サービスの根本基準)「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」及び同法第 33 条(信用失墜行為の禁止)「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」に反する行為で不法行為を構成する。

外部からの通知で初めて分かった事も極めて遺憾と言える。

(3) 市長及び関連職員の責任について

市長辻宏康は誤った事務手続きを阻止しなかった責任があり、生きがい健康部高齢介護室室長以下関連する職員は誤った事務処理を行った責任がある。

それらは、法第 243 条の 2 の賠償命令の対象で無いから、その違法性は民法第 709 条によることとなり、故意又は過失でもって成立する。

誤った事務処理は少なくとも過失に相当する。

(4) 具体的な損害の認定について

過少額 52,005,000 円の 1/3 の 15,602,000 円が損害となる。

(5) 措置要求事項

和泉市長は市長辻宏康に対し誤った事務手続きを阻止しなかった責任により、いきがい健康部高齢介護室室長以下関連する職員の不法行為責任により、前記損害額に相当する金員の返還を請求する等必要な措置を求める。

尚損害賠償請求の根拠条例は法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号後段に基づく請求である。(怠る事実の相手方に対する損害賠償請求)

(6) 監査請求の経緯について

本件が発覚したのは昨年 6 月であるが、当時は不足する交付金について国に対し補填を要望しており、損害が発生する場合はその額がいくらであるかが明らかでは無かった為監査請求に至らなかった。その後国との折衝等を行った結果、現時点(平成 23 年 2 月末)の国からの内示によると不足額の 7 割については特別調整交付金で国が補填することは確定したが、残りの 3 割については更なる救済は明らかにされなかった。

そこで、残りの 3 割は補填されないものとして損害と認識し、今回監査請求した次第である。

事実を証する書面

第 1 号 介護保険の調整交付金の申請誤りについて(ご報告)

4 補正書の提出

本件請求において、財務会計上の行為又は怠る事実についての指定が明確になされていないと判断し、具体的な指定を求め、補正書の提出を求めたところ、3月15日に補正書の提出があった。

補正書の要旨は次の通りである。

介護保険調整交付金の申請に誤りがあり、市に損害を与えた。

市は損害を与えた職員等に損害賠償請求件を有するところ、その請求を怠っている。

損害賠償請求権は債権に当たり、法第 237 条にて「この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう」とされ、債権は地方公共団体の財産に相当する。損害賠償請求を怠ることは「違法又は不法に財産の管理を怠る事実」に該当する。

財産の管理については、行政機関に一般に一定の裁量を与えられているが財産のうち、債権については、長はこれを行行使するかしないかの裁量権を原則として有しないので(法 240 条 2 項、同法施行令 171 条)、長が正当な理由なく相当の期間、債権を行行使しないときは、違法に財産の管理を怠る事実が成立する。

5 請求の受理

法 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第 2 監査の実施

1 介護保険調整交付金の誤った申請により生じた調整交付金の不足額が債権に当たるか。また、当時の関係職員への損害賠償を求めることができるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条 6 号の規定に基づき、平成 23 年 4 月 7 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人から新たな証拠として、新たな事実証明とその説明書き A4 18 枚・A3 2 枚の提出があった。なお、請求人陳述の際、法第 242 条第 7 号の規定に基づき関係部局職員 4 名が立ち会った。

請求人の陳述の要旨は次のとおりである。

算出に係る係数を確認した際、当初申請時と比べ全国平均を見るといわゆる高額所得階層が非常に突出していることからおかしいと気づくはずであ

る。

大阪府より交付金算定の報告について、報告誤りがないよう入念に確認のうえ提出する旨（再確認）の通知が2回に渡り送付されているにもかかわらず、誤りに気付かなかった。

前年度と大きな乖離はないかチェックを行わなかった職員の職務懈怠

3 監査対象部局

生きがい健康部高齢介護室

第3 監査対象部局の説明

本件について、各任命権者に対して請求に係る意見書の提出を求めた。

また、主な関係部局の職員から陳述を聴取した。その概要は以下のとおりである。

1 監査対象部局からの事情徴収等

本件について、市長に対して請求に係る意見書の提出を求めるとともに、平成23年4月7日に、監査対象部局の職員（いきがい健康部高齢介護室）から本件に関する事実及び請求人の主張に対する意見について事情を徴した。その概要は次のとおりである。なお、当該席上において、地方自治法第242条第7項の規定に基づき請求人が立会った。

2 説明の概要について

監査対象部局の説明は、概ね以下のとおりであった。

（1）住民監査請求に対する意見

ア 請求の対象行為について

平成21年度介護給付費財政調整交付金算定のための諸係数等調において、第一号被保険者の所得段階別被保険者数を報告するにあたり、和泉市における所得段階区分の5段階と6段階の区分の被保険者数を、国における所得段階区分の5段階の区分の被保険者数として、和泉市における7段階と8段階の区分の被保険者数を国における所得段階区分の6段階の区分の被保険者数として報告すべきところを、和泉市における5段階の区分の被保険者数を国における5段階の区分の被保険者数として和泉市における6～8段階の区分の被保険者数を国における6段階の区分の被保険者数として報告したことは事実である。

しかし、以下イ・ウのとおり、そのことについて職員や市長に過失があるとは評価することができず、また、本来交付されるべき諸係数での交付金額と実際に交付された交付金額との差額のうち7割については、

国から追加交付されることが決定されており、また、残り3割についても、関係市町村及び大阪府により国に対し交付を要望しており、交付されるかどうか検討してもらっている途上であるので、まだ市に損害が発生しているとも評価することはできないものであり、請求人の本件請求は棄却されるべきである。

イ 前記行為の違法・不当の理由について

介護給付費財政調整交付金算定のための諸係数の報告に限らず、介護保険に関する事務や関係法令の内容等については、その複雑さのゆえもあって、全て大阪府高齢介護室からの通知や交付資料や研修等に依拠して処理しているのが実情である。

また、今回の諸係数の報告については、国において、関係政令の改正を受け、市の介護保険料段階を平成21年度からは8段階の多段階性となって、初めての報告であり、これらの事情等から、今回の諸係数の報告についても、大阪府から交付された資料に全面的に基づいて報告を行ったものであるが、その資料には、説明のための図が記載されており、市町村の設けている所得段階区分のうち5段階の被保険者数を、国における所得段階区分の5段階の被保険者数として、市町村の設けている所得段階区分の6段階以上の被保険者数を、国における6段階の被保険者数として記入・報告すればよいことが、はっきりと明示されていたものであり、このような説明図が記載されている以上、これに基づいて作業・処理を行うのは当然のことである。

このことは、本市のみならず、大阪府内10市町で同様に、諸係数の報告に齟齬を来していることを見ても、明らかである。

また、今回の諸係数の齟齬により、本来交付されるべき諸係数での交付金額より過少な交付額となることが判明したのは、平成22年2月23日のことであり、まだ国による交付金の交付決定以前のことであったため、すみやかに大阪府を通じて国に対し、本来交付されるべき諸係数において交付申請を行い、その本来交付されるべき諸係数による交付額の決定・交付を求めることも行っているものである。(国は、本来ならば、それによって、本来交付されるべき諸係数による交付額の決定を行うべきものであるが、国が過少交付差額分の交付について協議をするという条件のもとで、当初諸係数により交付申請を行うよう、大阪府を通じて要求し、この要求に応じなければ、過少交付差額分の交付について検討しないとし、大阪府内10市町もそろってこれに応じなければならなかったため、本市だけがこれに応じないというわけにはいかなかったため、やむをえずこれに応じたものである。そして、今後も国に対し引

き続き、関係市町と連携を図りながら、過少交付差額の 3 割分の交付をするよう要請・協議していくものである。)

したがって、このような事情に照らせば、諸係数の報告に齟齬をきたしたことについては、職員に過失があったとは評価することができないものである。

また、今回の諸係数の報告は、市長に対し報告・協議するような事項ではないとともに、国における関係政令の改正を受け、市の介護保険料段階 8 段階の多段階性としての、初めての作業となるものであることもあって、特段そのことについて議会等において問題視されていたような事情もないのであるから、市長に職員に対する指揮監督に過失があったとも評価することができないものである。

ウ 市長及び関連職員の責任について

上述のイのとおりであるので、市長及び職員には一切損害賠償等の義務はないものである。

なお、繰り返しにはなるが、過少交付差額のうちの残り 3 割分について省令改正の要望を行っており、今後も引き続き関係市町と連携を図りながら、国に対しその追加交付等について要請していくものである。

エ 具体的な損害の認定について

過少交付差額のうちの残り 3 割分について省令改正の要望を行うなどの対応を行っており、介護保険特別会計に対し、市は法定繰入金(12.5%)以外の繰入れは行っておらず、市に損害を与えていない。

オ 措置請求事項について

介護保険特別会計に対し、市は法定繰入金(12.5%)以外の繰入れは行っていない為、市に損害はあたえておらず、損害賠償請求は生じない。

なお、請求人は請求書において、過小額 52,005,000 円の 1/3 と標記されているが、1/3 は、3 割であり、15,602,000 円は、15,601,000 円と訂正を求めます。

また、請求書における事実照明第 1 号での介護保険の調整交付金の申請誤について(ご報告)において、追加所要額の 10 分の 7 以内の額(36,403,000 円)と交付額の予定額として記載しておりますが、今回の 7 割分交付額については 36,404,000 円となることを付け加えます。

カ 監査請求の経緯について

国に対し上記の諸係数の交付申請時に訂正を求めることや今後も引き

続き国への要望を府内 10 市町と連携し行うことの状況下では、市に損害を与えてはいない。

キ まとめについて

介護給付費財政調整交付金算定のための諸係数等調においては、以上の状況により、職員及び市長に過失行為はないと評価すべきであり、また市に損害も生じているとはいえないものであるため、関連職員に過失責任等を問われるものでないと考えており、また、市長に対しても責任を問われる余地はないと考える。

また、請求人は、本件について「違法又は不法に財産の管理を怠る事実」に該当する旨の主張をしているが、介護給付費財政調整交付金は国の交付決定をもってはじめて市が債権者としての補助金請求権を有するものであり、誤記入による数値報告に基づくものとはいえ、国が決定した交付金額と本来報告すべき正しい数値の交付予想金額の差額は、市が当然請求できる債権（市の財産）ではないので、本件は財産管理を怠る事実にも該当しない。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認

関係書類の調査等により、本件に係る事実については、概ね次のように認められた。

(1) 介護保険制度における費用負担について

介護保険について

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)では、市町村及び特別区(以下「市町村」という。)が保険者となり介護保険を行うこととしている。

また、被保険者については、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者を第 1 号被保険者とし、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者を第 2 号被保険者として、これら被保険者に対する保険給付については、被保険者の要介護状態に関する保険給付(以下「介護給付」という。)及び被保険者の要支援状態に関する保険給付(以下「予防給付」という。)を行うことを定めている。

介護給付等に係る国の負担について

介護給付及び予防給付に要する費用については、介護給付及び予防給付の内容に応じ、介護給付及び予防給付に要する費用の 15%又は 20%に相当する額を国が負担することとなっている。

さらに、介護給付及び予防給付に要する費用の 5%に相当する額を調整給付金として国が負担しており、この調整交付金については、普通調整

交付金と特別調整交付金があり、このうち普通調整交付金については、第 1 号被保険者の総数に占める 75 歳以上の割合及び第 1 号被保険者の所得分布状況によって市町村間に生じる介護保険の財政面での不均衡を是正する目的で交付されている。

上記については、介護保険法第 121 条及び第 122 条並びに介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 10 年政令第 413 号）第 1 条の 2 で定められている。

調整交付金の申請手続きについて

調整交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「国が国以外の者に対して交付する反対給付を受けない給付金」であることが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 2 条第 27 号で定められていることから、調整交付金の申請手続きについては適正化法の規定によることになる。

（ 2 ） 職員の損害賠償について

民法第 709 条

「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」とされている。
地方自治法 243 条の 2

会計責任者の事務を補助する職員等について、「故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）があった場合に、これによって生じた損害を賠償しなければならない」とされている。

（ 3 ） 調整交付金の算定

諸係数等調

普通調整交付金の算定に必要な諸係数等については、毎年度、都道府県を通じて厚生労働省が「介護給付費財政調整交付金算定のための諸係数調について」と題して、市町村に提出を求めている。

市町村が厚生労働省に提出している介護給付費財政調整交付金の算定に必要な諸係数等は次のとおりである。

ア 調整基準標準給付費

（ア）介護・予防給付費

介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令
（平成 12 年厚生省令 26 号）第 3 条に定める介護給付費及び予防給付費に要した費用

(イ) 審査支払手数料

上記の介護給付及び予防給付金費の請求に係る審査支払の委託に要する費用

(ウ) 損害賠償金その他の収入額

介護保険法第 21 条第 1 項の損害賠償金、同法第 2 条第 1 項の徴収金、同条第 3 項の返還金及び加算金並びに法第 231 条の 3 第 2 項の延滞金その他の収入額

イ 第 1 号被保険者数

(ア) 前期・後期高齢者数及び前期・後期高齢者要介護（要支援）認定者数

介護保険事業状況報告（月報）に基づき、1 月報告分から 12 月報告分までの 12 か月分の累計

(イ) 所得段階別被保険者数

4 月 1 日（賦課期日）現在の標準的な所得段階（6 区分）別の第 1 号被保険者数

ウ 特別調整交付金算出基礎表（該当する保険者のみ提出）

1 月 1 日から 12 月 31 日までの間における災害等による保険料及び利用者負担額の減免額等

- (4) 上記の諸係数等調により、和泉市が厚生労働省に提出した平成 21 年度の諸係数等（下記表参照）のうち「イ第 1 号被保険者数の（イ）所得段階被保険者数」の第 5 段階及び第 6 段階に誤りがあり、その内容は次のとおりである。（太枠線内の「誤」の人数に誤りがあった。）

平成 21 年度

単位：人

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階	第 5 段階	第 6 段階	合計
誤	1,333	5,928	4,021	9,650	2,997	8,353	32,282
正	1,333	5,928	4,021	9,650	6,922	4,428	32,282

- 3,925 + 3,925

(5) 第 1 号被保険者の所得段階別保険者数に誤りのあった経過

市町村は、条例で第 1 号被保険者の所得段階別の第 1 号被保険者に保険料を課しているが、この所得段階別の第 1 号被保険者数を厚生労働省に提出している。

この所得段階は、全体を 6 段階とするのが基本となっており、厚生労働省に提出する様式もこの 6 段階になっている。

和泉市は平成 21 年度より税制改正に伴う負担軽減措置を講ずることができるよう関係政令の改正を行い、保険料率の所得段階を 6 段階から 8 段階へ変更したことにより、厚生労働省へ提出する所得段階と相違することとなった。

この保険料率の所得段階の変更に伴い、厚生労働省に所得段階別被保険者数を提出する場合は、厚生労働省の定める様式の第 5 段階の被保険者数の欄には、和泉市の保険料率第 5 段階の被保険者数に保険料率第 6 段階の被保険者数を加えることが必要となった。

平成 21 年度集計された保険料率第 6 段階の被保険者数を厚生労働省の定める様式の第 5 段階に加えるべきところを第 6 段階に加え、誤った所得段階別被保険者数を厚生労働省に提出している。

2 本件に係る判断

以上のような事実関係の確認、監査対象部局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

平成 21 年度分介護給付費財政調整交付金算定のための諸係数等調について、大阪府を通じ厚生労働省に提出した第 1 号被保険者の所得段階別被保険者数の振り分けに誤りがあったこと。また、平成 22 年 1 月 22 日及び同年 2 月 17 日にあった大阪府からの諸係数等の確認依頼に対し、確認漏れにより誤りの是正をしなかったことは確認した事実である。これらの事実により、結果として国から交付されるべき本来の介護給付費財政調整交付金額が交付されなかった。

本件の介護給付費財政調整交付金は、全国の自治体が算出した諸係数に従って配分されるものであり、国の交付決定をもってはじめて和泉市が債権者としての補助金請求権を有するものであるため、誤った数値報告に基づくとはいえ、国が決定した交付金額と本来報告すべき正しい数値に基づき試算した交付予想金額との差額は、和泉市が当然請求できる債権（和泉市の財産）ではない。

また介護保険特別会計に対し市は法定繰入金（12.5%）以外の繰入れは行っていないことから市に損害を与えてはいないことになる。

本件請求の対象行為にあたる法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の対象となる「違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実」に該当するものとは認められない。よって本件は財産の管理を怠る事実にも該当しない。

第 5 結論

以上の判断により、本件請求には理由がない。

第 6 要望

本件住民監査請求事案は、住民監査請求の対象とは認められないが、事務上のミスによる調整交付金の申請誤りにより、国から本来交付されるべき介護給付費財政調整交付金額が交付されなかったことは、看過できない事実であり、市民の信頼を裏切る結果となったことも否定できない。

和泉市は、住民監査請求に係る意見書のなかで介護給付費財政調整交付金算定のための諸係数の報告に限らず、介護保険に関する事務や関係法令の内容等については、その複雑さのゆえあって、全て大阪府高齢介護室からの通知や交付資料や研修等に依拠して処理しているのが実情であり、今回の諸係数の報告については、国において、関係政令の改正を受け、市の介護保険料段階を平成 21 年度からは 8 段階の多段階性へととなって、初めての報告であり、大阪府から交付された資料に全面的に基づいて報告を行ったことではあるとしているが、所得段階別を細分化した市すべてが誤った報告を提出したわけではない。しかしながら、大阪府下、10 市町村において同様の誤りがあったことも事実である。

しかし、請求人も指摘するように、大阪府からの 2 度にわたる諸係数等の再確認依頼があったにもかかわらず、是正がなされなかったことは、誠に遺憾である。

和泉市は、大阪府下 10 市町村と共に国に対し、引き続き追加交付を要請するとしているが、併せて、再発防止に向けて徹底した原因の究明を行いその防止策を検討し、実施されるよう強く要望するものである。